

日吉津村立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 4 月
日吉津村教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨、現状	1
2. 計画の期間	1
3. 目標	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取り組み、今後のフォローアップについて	4

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、平成 31 年 1 月に文部科学省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が、令和元年 12 月の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(以下「給特法」という。)改正に伴い、法的根拠のある指針に格上げされたことを受けて策定するものである。さらに、令和 7 年 6 月の給特法改正により、各教育委員会には「業務量管理・健康確保措置実施計画」(以下「計画」という。)の策定が義務付けられた。これらを踏まえ、日吉津村教育委員会では、令和 2 年 3 月 31 日に制定した「日吉津村立学校の教育職員の業務量等に関する規則」を基本方針とし、必要な措置を追加した本計画を推進することで、日吉津村立日吉津小学校における「働き方改革」のさらなる実現に向けた取り組みを推進する。

(2) 日吉津村の現状

- ① 本村では、学校の教育職員の在校等時間の上限を定める方針として、令和 2 年 3 月に働き方改革取組方針を策定し、教育職員の時間外在校等時間を年間 360 時間以内、月 45 時間以内として目標を定め、超過勤務の縮減及び、子どもと向き合う時間の確保をめざして取り組んできた。

※教育職員には、教職員・会計年度任用職員を含む。

- ② これまでの取り組みとして、勤怠管理システムを導入し、勤務時間管理の徹底を図った他、生活時程の検討、校務支援システムの活用を通じた「一斉会議の精選と縮減」等で放課後の時間確保に努めた。
- ③ 自身の勤務状況の数値的な把握が、働き方改善への意識向上につながることを啓発することは重要である。合わせて、業務の精選や適切な業務分担を図ることによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕の創出が必要である。

こうした現状を踏まえ、給特法第 8 条の規定に基づき、本計画を策定するものである。

2 計画の期間

令和 8 年度～令和 11 年度まで (4 年間)

※令和 8 年度は、試行運用とし、学校から意見聴取する。

3 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ① 1 か月の時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする。
- ② 1 年間における 1 か月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする。

(2) ワークライフバランスや働きがい等に関する目標

- ① 年間の年次有給休暇の平均取得日数（夏季休暇も含む）を 20 日以上にする。
【10 日】

- ② ストレスチェックにおける総合健康リスクの値を 100 以下とする【110】
- ③ 教育職員が、児童や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。ストレスチェックにおける働きがいを感じている（ストレス値 3 以上）平均割合を 3.5 以上とする。【3.6（教育職員 3.4＋会計任用 3.8）÷ 2 = 3.6】

※【 】内は令和 6 年度の実績

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本村では、当該計画期間中の重点事項として、次の内容に取り組む。

(1) 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
 - ・ 学校運営協議会と連携を図り、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童が補導された時の対応
 - ・ 放課後から夜間の見守りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見守りは原則行わないこととする。
 - ・ 補導された児童の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ③ 地域学校協働活動における連絡調整等
 - ・ 地域学校協働活動、学校行事のボランティアの確保など、実施状況等に応じ、学校運営協議会（地域学校協働活動推進員等）が中心となって行うものとする。この場合においての連絡調整については、教頭に責任や負担が集中しないよう、地域コーディネーター、教育職員間の適切な役割分担を行うものとする。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ④ 調査・統計等への回答

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、本村から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

⑤ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・教育委員会と連携を図り、事務職員及び ICT 支援員が中心となっていく。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

⑥授業準備、学習評価や成績処理

- ・校務支援システムの機能を活用することによって、成績処理等に係る事務負担を軽減する。

⑦支援が必要な児童・家庭への対応

- ・児童の課題の状況に応じて、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の生徒指導関係の校内会議への参加率を 90%以上とし、専門的な知見を活用しつつ、要保護児童対策地域協議会をはじめとする児童福祉関係機関と連携・協働を図り、適切な役割分担のもと、効果的な支援を促進する。
- ・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも年に 1 回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことができる体制を構築する。
- ・必要に応じて、医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

(2) 学校における措置の推進

学校における次の措置を推進することで教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ア 学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に標準授業時数を大幅に上回って（小 4 以上は年間で 1,086 単位時間以上）編成されている場合は、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- イ 当初のねらいが形骸化し、十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定等を行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取り組み

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、次の内容に取り組む。

- ・1 か月の時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員には、医師による面接

指導を実施する。

- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・ストレスチェックの実施率を 100%にし、実施後の集団分析の結果等を学校長と共有し、職場環境の改善を推進する。
- ・年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、学校に対して取得を促進する。

5 関連する取り組み、今後のフォローアップについて

- ・取り組みの着実な実行を図るため、日吉津小学校の教育職員の在校等時間の状況を定期的に把握し、毎年度、教育委員会定例会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・学校での児童の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保について、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本村で導入している勤怠管理システム等で把握し、その他の目標については、本村で導入しているストレスチェックの分析結果から把握する。
- ・教育委員会において、学校の取り組み状況を確認するとともに、本計画の内容と照合し、課題が発見される場合には、学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている点に対しては、当該年度中に速やかに状況が改善されることを目指し、学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・学校における働き方改革の取り組みの推進にむけて、様々な機会を捉え、本計画の周知を図るとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取り組みを実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本村における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を図るとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。